

中小企業資金借換円滑化制度にかかる 制度融資追加のご案内

本市では、物価高騰等の影響を受ける中小企業の資金繰りを支援するため、借換条件を緩和する制度に新たな制度融資を追加します。

<制度概要>

借換元資金	金沢市中小企業制度融資の全ての資金
借換後資金	・ 中小企業振興特別資金 ・ 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分） ・ <u>中小企業振興特別資金（米国関税措置対策分）</u> ・ 緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分） ・ 金沢の茶屋文化継承資金 ※下線の融資を今回追加
運 用	→旧債の融資残高が、当初融資額の1／2以下 →新規融資額が、借換融資額（借換と新規融資の合計額）の2割以上 ※上記条件の撤廃を継続
措置期間	令和8年3月31日融資実行分まで
担保・保証人	取扱金融機関の定めによる
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、 富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、 のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、 石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

T E L : 076-220-2204

E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp